

監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 220</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務における品質管理</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第6号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《5. 独立性を含む職業倫理に関する規定》(第16項から第21項参照) (省 略)</p> <p>《(5) 監査報告書日以前の実施》(第21項参照)</p> <p>A47. 監査基準報告書 700 は、監査報告書において、監査人が、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人が要求事項に従って、監査人としてのその他の倫</p>	<p>監査基準報告書 220</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務における品質管理</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第6号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《5. 独立性を含む職業倫理に関する規定》(第16項から第21項参照) (省 略)</p> <p>《(5) 監査報告書日以前の実施》(第21項参照)</p> <p>A47. 監査基準報告書 700 は、監査報告書において、監査人が、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人が要求事項に従って、監査人としてのその他の倫</p>

新	旧
<p>理上の責任を果たしている旨を記載することを要求している（監基報 700 第 28 項(3)参照）。本報告書の第 16 項から第 21 項で要求される手続を実施することにより、監査報告書における当該記載の基礎が得られる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《8. 業務の実施》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《(4) 審査》</b>（第 36 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《① 監査報告書日以前の審査の完了》</b>（第 36 項(4)参照）</p> <p>A104. 監査基準報告書 700 第 49 項では、監査報告書には、監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付さないことが求められている。また、品質管理基準報告書第 2 号及び本報告書が適用される監査業務では、監査責任者に対し、監査報告書の日付を審査担当者から審査の完了の通知を受けた日以降とすることが求められている。例えば、審査担当者が、監査チームが行った重要な判断又は到達した結論が適切ではないとの懸念を監査責任者に伝達した場合、審査は完了していない（品基報第 2 号第 26 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>理上の責任を果たしている旨を記載することを要求している（監基報 700 第 26 項(3)参照）。本報告書の第 16 項から第 21 項で要求される手続を実施することにより、監査報告書における当該記載の基礎が得られる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《8. 業務の実施》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《(4) 審査》</b>（第 36 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《① 監査報告書日以前の審査の完了》</b>（第 36 項(4)参照）</p> <p>A104. 監査基準報告書 700 第 44 項では、監査報告書には、監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付さないことが求められている。また、品質管理基準報告書第 2 号及び本報告書が適用される監査業務では、監査責任者に対し、監査報告書の日付を審査担当者から審査の完了の通知を受けた日以降とすることが求められている。例えば、審査担当者が、監査チームが行った重要な判断又は到達した結論が適切ではないとの懸念を監査責任者に伝達した場合、審査は完了していない（品基報第 2 号第 26 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 600 「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月 12 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>
<p><b>【付録】 監査チームの範囲に係るイメージ図</b>（A17 項から A21 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>【付録】 監査チームの範囲に係るイメージ図</b>（A17項からA21項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上